

◆感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第3期)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年6月21日から令和3年7月11日を令和3年度第3期として、「期間の全日」において、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第3期)を支給いたします。

◆対象者

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1) 飲食店の店舗が**対象エリア内**に所在していること。
- (2) 「**酒類**」を提供する飲食店(飲食店営業許可「1類」または「3類」)で、
屋内に常設の飲食スペースを設けていること。
※令和3年6月1日以降に更新で許可証を取得した場合、更新前の許可証が飲食店営業許可「1類」又は「3類」であれば、対象となります。
令和3年6月1日以降に新規で「飲食店営業」許可証を取得した場合、屋内に常設の飲食スペースを設けていれば、対象となります。
- (3) 要請前に20時から5時までの間に営業を行っていること(閉店時間が**20時以降**であること。)
- (4) 「**広島積極ガード店**」かつ「**新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店**」であること。
※ 協力支援金の申請期限までに、感染防止の取組を行い「広島積極ガード店」の申請・登録を行ってください。
(「広島積極ガード店」の申請により、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として登録されます。)

※ 要請前に酒類を提供しない飲食店や要請前に20時より早く閉店していた飲食店は、**対象外**となります。

◆支給要件

支給要件は、次のとおりです。

飲食を主として業としている店舗は、期間(令和3年6月21日から令和3年7月11日)の全日、カラオケ設備の提供を行わないことが要件となります(カラオケを主として業としているカラオケボックスなどの店舗を除く)。

- ・すべての日において、休業した場合のみ、休業申請となります。
- ・20時までの時短営業(酒類の提供11時～19時)を行った場合、時間短縮申請となります。

※ 1日でも通常営業(20時を超えて営業)を行った場合には、支給できません。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業扱いとなります。

◆対象エリア

広島市、東広島市、廿日市市

令和3年度 第3期

感染症拡大防止協力支援金(令和3年度第3期)に関するご案内

※要請期間は、令和3年6月21日～令和3年7月11日です。
(感染状況の改善に伴い、要請期間を変更(短縮)する場合があります。)

◆支給額

支給額は、次のとおりです。

	【中小企業】	【大企業】
時短	2.0 ～ 7.0万円/日	最大 19万円/日
休業	2.5 ～ 7.5万円/日	最大 19.5万円/日

※ 感染状況の改善に伴い、要請期間を変更(短縮)する場合があります。

随時、情報を更新していきますので、ホームページやコールセンターにてご確認ください。

(注)店舗営業を休業しても、テイクアウト・デリバリー等を行った場合は、時短営業の金額で計算します。

◆申請手続

(1)申請方法

電子申請又は郵送(簡易書留等、配達記録が分かる方法で郵送してください。)

(2)申請に必要な書類

※申請書類等について、7月12日(月)までにホームページにて公表します。

詳しくはこちらのURLをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support-sansanki.html>



◆申請受付期間 令和3年7月12日(月)～令和3年8月25日(水) 消印有効

申請書類は、7月12日(月)までに、ホームページにて公表します。

◆問い合わせ先 広島県協力支援金センター 082-248-6851

月・水・金(9時30分～20時)

火・木・土(9時30分～17時) ※日、祝日を除く

※6月20日(日)は、コールセンター業務を実施します。

受付時間 9時30分～17時